

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラーベン  
代表者名 代表取締役社長 島田 和一  
(コード番号 8897 東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員経営企画室長  
北川 智哉  
(TEL 03-5324-8720)

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部追加のお知らせ

当社は、平成27年4月27日付で公表いたしました「内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定のお知らせ」の記載内容に、項番12を追加いたしますのでお知らせいたします。

なお、追加箇所につきましては、下線を付しております。

#### 記

##### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当会社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当会社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画室長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速且つ確実な情報管理を行う。

##### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

##### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業務の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

#### 4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当会社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

#### 5. 当会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としている。
- (2) 当会社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
- (3) 当会社は、経営企画室長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、当会社が標榜する「循環型経営」の基礎を成すとともに、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
- (4) 当会社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示実効性の確保に関する事項

当会社は、監査役の職務を補助すべき使用者の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用者は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用者の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

## 8. 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。

また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。

## 9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

## 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、且つ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当会社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

以上